県立学校保護者・地域住民の皆様へ

令和8年 11月

学校と保護者・地域の皆様は、子どもたち一人一人の成長を支える大切なパートナーです。

子どもたちが安心できる学校づくりのため、お互いを尊重し合うより良い関係構築へのご協力をお願いいたします。

学校に対する以下の行為はお控えください

 暴言・威圧・人格否定	・ 怒鳴り声 ・ 侮辱的な言動 ・ 脅迫的な発言　など
 長時間の拘束・繰り返しの要求	・ 繰り返しの電話問合せ ・ 長時間の電話や居座り ・ 職員に長時間の対応を強いるもの など
 過度な謝罪・対応の強要	・ 土下座の強要 ・ 特別扱いの要求など対応を困難にするもの　など
 SNS等での誹謗中傷	・ 無断での撮影・録音 ・ SNSやネット上への画像・個人情報の投稿、中傷　など

学校と保護者等との良好な関係づくりのためのお願い

○ 冷静かつ相互に尊重し合う丁寧なコミュニケーションにご協力をお願いします。

○ ご連絡・ご相談の際は、以下の時間・方法へのご理解をお願いします。

・ 電話応対：原則勤務時間内（15～30分程度を目安）

・ ご来校・面談：事前予約制（原則30分以内・2名以上で対応）

※正当なご相談や、障害者差別解消法に基づく配慮の申し出等を妨げるものではありません。

※場合によっては、警察への通報や法的措置を講じることがあります。

学校への相談について



・「学校で起きていることが見えにくい」「子どもの教育について確認したいことがある」など、ご不安やご質問がある場合は学校へご相談ください。

・ 学校のみで解決が困難な課題に対しては、教育委員会や専門家が学校をバックアップし、組織として対応・支援してまいります。

お互いを尊重し、安心できる学校づくりへご協力をお願いします。

茨城県教育委員会

保護者・地域住民の皆様へ
学校とのより良い関係構築にご協力ください

文部科学省

令和８年10月１日から「カスタマーハラスメント」防止措置が**学校設置者を含む事業主の義務**となります。

厚生労働省の「カスタマーハラスメント防止指針」を踏まえ、**「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン」**を作成しました。



社会通念上許容される範囲を超えた言動とは

保護者や地域住民等から寄せられる相談や要望の中には、学校だけでは対応が困難で、教職員の就業環境が害されるような社会通念上許容される範囲を超えた過剰な要求や苦情などもあります。
こうした**「社会通念上許容される範囲を超えた言動」**に対して、学校設置者は措置を講ずる必要があります。

【社会通念上許容される範囲を超えた言動の例】

- そもそも要求に理由がない又は学校における教育活動と全く関係のない要求
- 学校の教育活動及び学校運営の範囲を著しく超える対応を求めるもの
- 身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- 相当性を欠く賠償要求
- 威圧的な言動
- 継続的、執拗な言動
- 拘束的な言動



※社会通念上許容される範囲を超えるかどうかの判断に当たっては、言動の目的、当該言動が行われた経緯や状況、当該言動の態様・頻度・継続性、教職員の心身の状況、当該言動の行為者との関係性などに着目し、総合的に考慮する必要があります。

学校設置者が講ずべき措置

① 方針等の明確化及びその周知・啓発
② 相談体制の整備
③ 事案発生後の迅速かつ適切な対応
④ 対応の実効性を確保するために必要な措置
⑤ その他講ずべき措置（プライバシーの保護等）

学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20260828-mxt_kyoikujinzai01-000006216_1.pdf

保護者・地域住民の皆様へのお願い

学校と保護者や地域住民等は、いずれも**児童生徒等一人一人の健やかな成長を支える共通の立場にあるパートナー**です。
保護者や地域住民の皆様におかれては、学校とのより良い関係構築への協力をお願いします。

適切な表現・声量	怒鳴るなどの行動はお控えください
適切な要求	学校ができないこともあることを御理解ください
適切な時間内の御相談	御相談は定時内に過度に長時間の御相談はお控えください
SNSでの拡散	先生や子供を傷つけるSNS投稿はお控えください